

【参考】企業会計基準適用指針第8号（平成21年3月改正）からの改正点

平成25年9月13日

企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」

企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（改正平成21年3月27日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前								
<p>企業会計基準適用指針第8号 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月9日 改正平成21年3月27日 <u>最終改正平成25年9月13日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第8号 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月9日 改正平成21年3月27日 企業会計基準委員会</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本企業会計基準適用指針は、平成24年5月17日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（平成24年5月17日公表）</u> </div>								
<p>適用指針 純資産の部の表示</p> <p>3. 純資産の部の表示は、次の例による。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">(個別貸借対照表)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">(連結貸借対照表)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 </td> </tr> </table>	(個別貸借対照表)	(連結貸借対照表)	純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金	純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金	<p>適用指針 純資産の部の表示</p> <p>3. 純資産の部の表示は次の例による。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">(個別貸借対照表)</td> <td style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">(連結貸借対照表)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 </td> </tr> </table>	(個別貸借対照表)	(連結貸借対照表)	純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金	純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金
(個別貸借対照表)	(連結貸借対照表)								
純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金	純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金								
(個別貸借対照表)	(連結貸借対照表)								
純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金	純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金								

改正後		改正前	
(2) その他資本剰余金 資本剰余金合計		(2) その他資本剰余金 資本剰余金合計	
4 利益剰余金	4 利益剰余金	4 利益剰余金	4 利益剰余金
(1) 利益準備金		(1) 利益準備金	
(2) その他利益剰余金		(2) その他利益剰余金	
××積立金		××積立金	
繰越利益剰余金		繰越利益剰余金	
利益剰余金合計		利益剰余金合計	
5 自己株式	5 自己株式	5 自己株式	5 自己株式
6 自己株式申込証拠金	6 自己株式申込証拠金	6 自己申込証拠金	6 自己株式申込証拠金
株主資本合計	株主資本合計	株主資本合計	株主資本合計
II 評価・換算差額等	II その他の包括利益累計額	II 評価・換算差額等	II その他の包括利益累計額
1 その他有価証券評価差額金	1 その他有価証券評価差額金	1 その他有価証券評価差額金	1 その他有価証券評価差額金
2 繰延ヘッジ損益	2 繰延ヘッジ損益	2 繰延ヘッジ損益	2 繰延ヘッジ損益
3 土地再評価差額金	3 土地再評価差額金	3 土地再評価差額金	3 土地再評価差額金
	4 為替換算調整勘定		4 為替換算調整勘定
	5 退職給付に係る調整累計額		5 退職給付に係る調整累計額
評価・換算差額等合計	その他の包括利益累計額合計	評価・換算差額等合計	その他の包括利益累計額合計
III 新株予約権	III 新株予約権	III 新株予約権	III 新株予約権
	IV 非支配株主持分		IV 少数株主持分
純資産合計	純資産合計	純資産合計	純資産合計
純資産の部における項目と会計処理		純資産の部における項目と会計処理	
在外子会社の純資産の換算		在外子会社の純資産の換算	
7. 連結財務諸表の作成又は持分法の適用にあたり、外国にある子		7. 連結財務諸表の作成又は持分法の適用にあたり、外国にある子	

改正後	改正前
<p>会社の外国通貨で表示されている財務諸表項目のうち、純資産に属する項目（連結貸借対照表の作成又は持分法の適用にあたり子会社の資本とされた評価差額を含む。）の換算は、次の方法による。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p>(4) 非支配株主持分については、従来どおり、決算時の為替相場による円換算額を付する。</p>	<p>会社の外国通貨で表示されている財務諸表項目のうち、純資産に属する項目（連結貸借対照表の作成又は持分法の適用にあたり子会社の資本とされた評価差額を含む。）の換算は、次の方法による。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p>(4) 少数株主持分については、従来どおり、決算時の為替相場による円換算額を付する。</p>
<p>適用時期</p> <p>8-3. 平成 25 年に改正された本適用指針（以下「平成 25 年改正適用指針」という。）の適用時期は、平成 25 年に改正された純資産会計基準と同様とする。</p>	<p>適用時期</p> <p>(新 設)</p>
<p>議 決</p> <p>9-3. 平成 25 年改正適用指針は、第 272 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。</p>	<p>議 決</p> <p>(新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>純資産の部の表示</p> <p>12-2. 第 10 項から前項までに示された取扱いは平成 17 年適用指針において定められたものであるが、平成 25 年改正適用指針においてもこれらの取扱いを踏襲している。</p>	<p>結論の背景</p> <p>純資産の部の表示</p> <p>(新 設)</p>
<p>純資産の部における項目と会計処理</p> <p>13. 平成 17 年に公表された純資産会計基準では、貸借対照表の純資産の部の表示を定めることを目的としており、表記上、それまでの資本の部を純資産の部に代え、新株予約権や非支配株主持分を当該純資産の部に記載することとした。また、純資産の部においては、評価・換算差額等を区分し、これには繰延ヘッジ損益も</p>	<p>純資産の部における項目と会計処理</p> <p>13. 純資産会計基準では、貸借対照表の純資産の部の表示を定めることを目的としており、表記上、これまでの資本の部を純資産の部に代え、新株予約権や少数株主持分を当該純資産の部に記載することとした。また、純資産の部においては、評価・換算差額等を区分し、これには繰延ヘッジ損益も含まれることとされた。し</p>

改正後	改正前
<p>含まれることとされた。しかし、表示を除く会計処理については、<u>既存の会計基準によることとしていた</u>（純資産会計基準第1項及び第26項参照）。</p> <p><u>平成25年に改正された純資産会計基準においても、これらの取扱いを踏襲している。</u></p> <p>(1) <u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>(削除)</u></p>	<p>かし、表示を除く会計処理については、<u>既存の会計基準と異なる定めはしていない</u>（純資産会計基準第1項及び第26項参照）。</p> <p>(1) <u>新株予約権</u> <u>新株予約権の発行者側の会計処理については、新株予約権を純資産の部に記載することとなっても、これまでと同様に、権利が行使されたときは資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期限が到来したときは利益として処理することとなる</u>（純資産会計基準第32項参照）。</p> <p>(2) <u>少数株主持分</u> <u>少数株主持分を純資産の部に記載することとなっても、従来どおり、連結財務諸表の作成については親会社説の考え方による</u>（純資産会計基準第32項参照）。このため、これまでと同様に、<u>少数株主損益は、連結損益計算書において当期の損益から控除し、当期純利益は親会社の株主に帰属する利益の額として計算される。</u> <u>また、親会社の子会社株式を追加取得した場合、追加取得により、減少した少数株主持分（増加した親会社の持分）と追加投資額との間に生じた差額は、のれん（又は負ののれん）として処理し、親会社の子会社株式を一部売却した場合（ただし、親会社と子会社の支配関係は継続しているとき）、売却した株式に対応する少数株主持分を増額するとともに、売却による親会社の持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理することとなる。さらに、子会社の時価発行増資等に伴い親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に生ずる差額は、原則として当期の損益として処理することとなる</u>（連結会計基準第28項から第30項）。</p> <p>(3) <u>評価・換算差額等－繰延ヘッジ損益</u> <u>繰延ヘッジ損益（ヘッジ手段が時価評価されている場合において、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は評価差額（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第32</u></p>

改正後	改正前
	<p>項) を純資産の部に記載することとなっても、純資産会計基準の適用による表示の変更と、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法とは矛盾するものではない。このため、税効果の調整を除き、現在の金融商品会計基準の適用に変更はないことに留意する。</p> <p>なお、為替予約等の振当処理における直先差額のうち次期以降に配分される額は、異なる通貨の金利差を主たる要因とし、発生基準により利息相当額として期間配分されるものであるため、長期前払費用又は長期前受収益として計上されており（外貨基準注解（注6）及び（注7）並びに日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨実務指針」という。）第10項）、純資産会計基準の適用によっても、従来と同様に、資産の部又は負債の部に記載される。</p>
<p>14. 評価・換算差額等については、これらに係る繰延税金資産又は繰延税金負債を控除して計上することとなるため、本適用指針では、具体的な税効果会計の適用について整理している（第4項参照）。また、新株予約権や非支配株主持分、繰延ヘッジ損益を純資産の部に記載することとしたことから、本適用指針では、連結会計基準、持分法会計基準や外貨基準の適用指針の一部として、資本連結における子会社の資本及び持分法の適用における被投資会社の資本（第5項及び第6項参照）や在外子会社の純資産の換算（第7項参照）についても明確にしている。</p>	<p>14. 評価・換算差額等については、これらに係る繰延税金資産又は繰延税金負債を控除して計上することとなるため、本適用指針では、具体的な税効果会計の適用について整理している（第4項参照）。また、新株予約権や少数株主持分、繰延ヘッジ損益を純資産の部に記載することとしたことから、本適用指針では、連結会計基準、持分法会計基準や外貨基準の適用指針の一部として、資本連結における子会社の資本及び持分法の適用における被投資会社の資本（第5項及び第6項参照）や在外子会社の純資産の換算（第7項参照）についても明確にしている。</p>
<p>税効果会計の適用</p> <p>19. 非支配株主持分についても、連結貸借対照表に計上されている負債でも課税所得計算上の負債でもないため、税効果会計の対象とはならないものと考えられる。</p>	<p>税効果会計の適用</p> <p>19. 少数株主持分についても、連結貸借対照表に計上されている負債でも課税所得計算上の負債でもないため、税効果会計の対象とはならないものと考えられる。</p>

改正後	改正前
<p>19-2. 第 15 項から前項までに示された取扱いは平成 17 年適用指針において定められたものであるが、平成 25 年改正適用指針においてもこれらの取扱いを踏襲している。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>資本連結における子会社の資本及び持分法の適用における被投資会社の資本</p> <p>20. 連結会計基準第 18 項において、連結貸借対照表は、親会社及び子会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本の金額を基礎とし、子会社の資産及び負債の評価、親会社及び連結される子会社相互間の投資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成するとされている。純資産会計基準では、貸借対照表の表記上、これまでの資本の部を純資産の部に代え、新株予約権や非支配株主持分、繰延ヘッジ損益を当該純資産の部に記載することとしたが、表示を除く会計処理については、従来とは異なる定めはしていない。このため、本適用指針でも、資本連結において相殺消去の対象となる子会社の資本は、従来どおり、子会社の貸借対照表上の純資産の部における株主資本及び評価・換算差額等を基礎とし、子会社の資産及び負債の評価差額を加減した額となるものとしている（第 5 項参照）。</p>	<p>資本連結における子会社の資本及び持分法の適用における被投資会社の資本</p> <p>20. 連結会計基準第 18 項において、連結貸借対照表は、親会社及び子会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本の金額を基礎とし、子会社の資産及び負債の評価、親会社及び連結される子会社相互間の投資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成するとされている。純資産会計基準では、貸借対照表の表記上、これまでの資本の部を純資産の部に代え、新株予約権や少数株主持分、繰延ヘッジ損益を当該純資産の部に記載することとしたが、表示を除く会計処理については、従来とは異なる定めはしていない。このため、本適用指針でも、資本連結において相殺消去の対象となる子会社の資本は、従来どおり、子会社の貸借対照表上の純資産の部における株主資本及び評価・換算差額等を基礎とし、子会社の資産及び負債の評価差額を加減した額となるものとしている（第 5 項参照）。</p>
<p>21. したがって、子会社の貸借対照表において、純資産の部に記載することとされた子会社の新株予約権や非支配株主持分は、次の理由により、これまでと同様に、子会社の資本には含まれないものと考えられる。</p> <p>(1) 子会社の新株予約権は、子会社において払込資本となるか利益となるか未確定であるが、いずれの場合でも株主に帰属する部分となるため、子会社の資本にあたるという考え方がある。しかしながら、子会社の新株予約権は、これまでも資本連結において子会社の資本には含まれていない。これは、新株予約権者が、株主とは異なり報告主体の所有者ではないことや、子会</p>	<p>21. したがって、子会社の貸借対照表において、純資産の部に記載することとされた子会社の新株予約権や少数株主持分は、次の理由により、これまでと同様に、子会社の資本には含まれないものと考えられる。</p> <p>(1) 子会社の新株予約権は、子会社において払込資本となるか利益となるか未確定であるが、いずれの場合でも株主に帰属する部分となるため、子会社の資本にあたるという考え方がある。しかしながら、子会社の新株予約権は、これまでも資本連結において子会社の資本には含まれていない。これは、新株予約権者が、株主とは異なり報告主体の所有者ではないことや、子会</p>

改正後	改正前
<p>社の新株予約権は、行使されれば<u>非支配株主持分</u>を増加させるが、行使されなければ持分比率に応じて親会社及び<u>非支配株主</u>に帰属するため、未行使の段階においては帰属が未確定であることなどによるものと考えられる。このため、本適用指針でも、従来どおり、子会社の株主資本や子会社の資産及び負債の評価差額とは区別し、子会社の資本にはあたらないものとしている。</p> <p>なお、子会社の新株予約権は、これまでと同様に子会社の資本には含まれないものとすることから、これを持分比率に基づき、親会社持分と<u>非支配株主持分</u>とに按分しない。</p> <p>また、親会社が子会社の新株予約権を保有している場合には、連結会社相互間の債権と債務の相殺消去（連結会計基準第31項）に準じて処理する。</p> <p>(2) 子会社で計上されている<u>非支配株主持分</u>は、孫会社の<u>非支配株主</u>の持分であるため、親会社の子会社への投資に対応する子会社の資本には含まれない。</p>	<p>社の新株予約権は、行使されれば<u>少数株主持分</u>を増加させるが、行使されなければ持分比率に応じて親会社及び<u>少数株主</u>に帰属するため、未行使の段階においては帰属が未確定であることなどによるものと考えられる。このため、本適用指針でも、従来どおり、子会社の株主資本や子会社の資産及び負債の評価差額とは区別し、子会社の資本にはあたらないものとしている。</p> <p>なお、子会社の新株予約権は、これまでと同様に子会社の資本には含まれないものとすることから、これを持分比率に基づき、親会社持分割合と<u>少数株主持分割合</u>とに按分しない。</p> <p>また、親会社が子会社の新株予約権を保有している場合には、連結会社相互間の債権と債務の相殺消去（連結会計基準第31項）に準じて処理する。</p> <p>(2) 子会社で計上されている<u>少数株主持分</u>は、孫会社の<u>少数株主</u>の持分であるため、親会社の子会社への投資に対応する子会社の資本には含まれない。</p>
<p>22. 子会社の貸借対照表上、純資産の部に直接計上されている評価・換算差額等は、従来どおり、資本連結において子会社の資本に含まれ（第5項(2)参照）、親会社の投資との相殺消去及び<u>非支配株主持分</u>への振替によって消去されることとなる。したがって、連結子会社における評価・換算差額等は、従来どおり、原則として、持分比率により親会社持分額と<u>非支配株主持分額</u>とに按分される。</p> <p>なお、子会社における当該評価・換算差額等は、純資産会計基準において、報告主体の所有者に帰属するものではなく株主資本には含めないこととしていることから、子会社の所有者である親会社及び<u>非支配株主</u>による投資に対応しないのではないかという見方がある。しかし、純資産会計基準では、表示を除く会計処理については、従来とは異なる定めはせず、連結貸借対照表上、連結子会社における評価・換算差額等の<u>非支配株主持分割合</u>は<u>非</u></p>	<p>22. 子会社の貸借対照表上、純資産の部に直接計上されている評価・換算差額等は、従来どおり、資本連結において子会社の資本に含まれ（第5項(2)参照）、親会社の投資との相殺消去及び<u>少数株主持分</u>への振替によって消去されることとなる。したがって、連結子会社における評価・換算差額等は、従来どおり、原則として、持分比率により親会社持分額と<u>少数株主持分額</u>とに按分される。</p> <p>なお、子会社における当該評価・換算差額等は、純資産会計基準において、報告主体の所有者に帰属するものではなく株主資本には含めないこととしていることから、子会社の所有者である親会社及び<u>少数株主</u>による投資に対応しないのではないかという見方がある。しかし、純資産会計基準では、表示を除く会計処理については、従来とは異なる定めはせず、連結貸借対照表上、連結子会社における評価・換算差額等の<u>少数株主持分割合</u>は<u>少数株</u></p>

改正後	改正前
<p>支配株主持分に含めるものとしている（純資産会計基準第7項なお書き参照）ため、本適用指針では、これまでと同様に、資本連結においては子会社の資本に該当するものとしている。</p>	<p>主持分に含めるものとしている（純資産会計基準第7項なお書き参照）ため、本適用指針では、これまでと同様に、資本連結においては子会社の資本に該当するものとしている。</p>
<p>23. 子会社の繰延ヘッジ損益を、評価差額として親会社の子会社への投資に対応する子会社の資本に含めている場合には、<u>非支配株</u>主持分に相当する部分も含めて資本連結の対象となり、<u>非支配株</u>主持分に相当する部分の繰延ヘッジ損益は、<u>非支配株</u>主持分に含められることとなる。</p>	<p>23. 子会社の繰延ヘッジ損益を、評価差額として親会社の子会社への投資に対応する子会社の資本に含めている場合には、<u>少数株</u>主持分に相当する部分も含めて資本連結の対象となり、<u>少数株</u>主持分に相当する部分の繰延ヘッジ損益は、<u>少数株</u>主持分に含められることとなる。</p>
<p>25-2. 第20項から前項までに示された取扱いは平成17年適用指針において定められたものであるが、平成25年改正適用指針においてもこれらの取扱いを踏襲している。</p>	<p>(新設)</p>
<p>在外子会社の純資産の換算</p> <p>28. この結果、資本連結において在外子会社の資本は、支配獲得時の為替相場により換算する（第7項(1)参照）。このため、親会社持分と<u>非支配株</u>主持分を合計した全体に係る評価差額が支配獲得時の為替相場により円換算されることになり、株式の追加取得又は一部売却があっても、当該会社が連結子会社である限り、外貨額及び円換算額とも固定され、資本連結において、親会社持分と<u>非支配株</u>主持分に配分されることになる。</p>	<p>在外子会社の純資産の換算</p> <p>28. この結果、資本連結において在外子会社の資本は、支配獲得時の為替相場により換算する（第7項(1)参照）。このため、親会社持分と<u>少数株</u>主持分を合計した全体に係る評価差額が支配獲得時の為替相場により円換算されることになり、株式の追加取得又は一部売却があっても、当該会社が連結子会社である限り、外貨額及び円換算額とも固定され、資本連結において、親会社持分と<u>少数株</u>主持分に配分されることになる。</p>
<p>30. 在外子会社で計上されている<u>非支配株</u>主持分についても、これまでの取扱いは必ずしも明確ではないが、<u>非支配株</u>主持分が負債から中間区分に変更となった連結財務諸表原則（平成9年6月改正）の後に改訂された外貨基準では特に明示されていないため、従来の負債の換算と同様に、これまで決算時の為替相場により円換算していたものと考えられる。</p> <p>また、在外子会社の財務諸表の換算については、(1)子会社の個別財務諸表と孫会社の個別財務諸表を各々換算する方法であ</p>	<p>30. 在外子会社で計上されている<u>少数株</u>主持分についても、これまでの取扱いは必ずしも明確ではないが、<u>少数株</u>主持分が負債から中間区分に変更となった連結財務諸表原則（平成9年6月改正）の後に改訂された外貨基準では特に明示されていないため、従来の負債の換算と同様に、これまで決算時の為替相場により円換算していたものと考えられる。</p> <p>また、在外子会社の財務諸表の換算については、(1)子会社の個別財務諸表と孫会社の個別財務諸表を各々換算する方法であ</p>

改正後	改正前
<p>っても、(2)子会社が作成した孫会社を含む連結財務諸表を親会社で換算する方法であっても、連結した結果が同一となるという理由から、(1)及び(2)の方法がいずれも認められている（<u>日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」</u>（以下「<u>外貨実務指針</u>」という。）第38項）。(1)の方法については、為替換算調整勘定は持分比率に基づき、親会社持分割合と<u>非支配株主持分割合</u>とに区分され、<u>非支配株主持分割合</u>は<u>非支配株主持分</u>に振り替えられ、連結貸借対照表上の<u>非支配株主持分</u>に含めて表示される（外貨実務指針第41項）。この結果、為替換算調整勘定を振り替えた後の円貨表示の<u>非支配株主持分</u>は、外貨表示の<u>非支配株主持分額</u>を決算時の為替相場により換算した額と同じになるため、(2)の方法においても、(1)の方法と同一の結果となる決算時の為替相場による円換算が適当と考えられる。</p> <p>このような理由により、在外子会社で計上されている<u>非支配株主持分</u>については、従来どおり、決算時の為替相場による円換算額が付されることとなる（第7項（4）参照）。</p> <p>なお、この方法には、連結修正手続上、在外子会社で計上されている<u>非支配株主持分</u>を発生時の為替相場により換算し、当該<u>非支配株主持分</u>に係る為替換算調整勘定を、<u>非支配株主持分</u>に含めて表示することも含まれる。</p>	<p>っても、(2)子会社が作成した孫会社を含む連結財務諸表を親会社で換算する方法であっても、連結した結果が同一となるという理由から、(1)及び(2)の方法がいずれも認められている（外貨実務指針 第38項）。(1)の方法については、為替換算調整勘定は持分比率に基づき、親会社持分割合と<u>少数株主持分割合</u>とに区分され、<u>少数株主持分割合</u>は<u>少数株主持分</u>に振り替えられ、連結貸借対照表上の<u>少数株主持分</u>に含めて表示される（外貨実務指針第41項）。この結果、為替換算調整勘定を振り替えた後の円貨表示の<u>少数株主持分</u>は、外貨表示の<u>少数株主持分額</u>を決算時の為替相場により換算した額と同じになるため、(2)の方法においても、(1)の方法と同一の結果となる決算時の為替相場による円換算が適当と考えられる。</p> <p>このような理由により、在外子会社で計上されている<u>少数株主持分</u>については、従来どおり、決算時の為替相場による円換算額が付されることとなる（第7項（4）参照）。</p> <p>なお、この方法には、連結修正手続上、在外子会社で計上されている<u>少数株主持分</u>を発生時の為替相場により換算し、当該<u>少数株主持分</u>に係る為替換算調整勘定を、<u>少数株主持分</u>に含めて表示することも含まれる。</p>
<p>30-2. <u>第26項から前項までに示された取扱いは平成17年適用指針において定められたものであるが、平成25年改正適用指針においてもこれらの取扱いを踏襲している。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>設 例</p> <p>以下の設例は、本適用指針で示された内容について理解を深めるためのものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることとなることに留意する必要がある。</p>	<p>設 例</p> <p>以下の設例は、本適用指針で示された内容について理解を深めるためのものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることとなることに留意する必要がある。</p>

改正後	改正前																																								
[設例 1] 子会社で計上されている繰延ヘッジ損益と資本連結	[設例 1] 子会社で計上されている繰延ヘッジ損益と資本連結																																								
1 前提条件	1 前提条件																																								
(略)	(略)																																								
2 会計処理	2 会計処理																																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">資本金</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">500</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;"></td> <td style="width: 25%;">子会社株式(*1)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">900</td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">300</td> <td style="border-left: 1px solid black;"></td> <td><u>非支配株主持分(*2)</u></td> <td style="text-align: right;">416</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ利益</td> <td style="text-align: right;">240</td> <td style="border-left: 1px solid black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>のれん(*3)</td> <td style="text-align: right;">276</td> <td style="border-left: 1px solid black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	資本金	500		子会社株式(*1)	900	利益剰余金	300		<u>非支配株主持分(*2)</u>	416	繰延ヘッジ利益	240				のれん(*3)	276				<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">資本金</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">500</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px solid black;"></td> <td style="width: 25%;">子会社株式(*1)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">900</td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">300</td> <td style="border-left: 1px solid black;"></td> <td><u>少数株主持分(*2)</u></td> <td style="text-align: right;">416</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ利益</td> <td style="text-align: right;">240</td> <td style="border-left: 1px solid black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>のれん(*3)</td> <td style="text-align: right;">276</td> <td style="border-left: 1px solid black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	資本金	500		子会社株式(*1)	900	利益剰余金	300		<u>少数株主持分(*2)</u>	416	繰延ヘッジ利益	240				のれん(*3)	276			
資本金	500		子会社株式(*1)	900																																					
利益剰余金	300		<u>非支配株主持分(*2)</u>	416																																					
繰延ヘッジ利益	240																																								
のれん(*3)	276																																								
資本金	500		子会社株式(*1)	900																																					
利益剰余金	300		<u>少数株主持分(*2)</u>	416																																					
繰延ヘッジ利益	240																																								
のれん(*3)	276																																								
(*1) $150 + 750 = 900$	(*1) $150 + 750 = 900$																																								
(*2) $(500 + 300 + 240) \times 40\% = 416$	(*2) $(500 + 300 + 240) \times 40\% = 416$																																								
(*3) $900 - (500 + 300 + 240) \times 60\% = 276$	(*3) $900 - (500 + 300 + 240) \times 60\% = 276$																																								
[設例 2] 在外子会社で計上されている新株予約権の換算	[設例 2] 在外子会社で計上されている新株予約権の換算																																								
1 前提条件	1 前提条件																																								
(略)	(略)																																								
2 在外子会社における会計処理	2 在外子会社における会計処理																																								
(略)	(略)																																								
3 親会社における円換算	3 親会社における円換算																																								
(略)	(略)																																								

改正後	改正前																																																												
<p>4 親会社における連結財務諸表上の会計処理</p> <p>(1) 在外子会社が発行する新株予約権を親会社が全額引受けている場合</p> <p>(略)</p> <p>(2) 在外子会社が発行する新株予約権を親会社以外の第三者が全額引受けている場合</p> <p>S社(P社が発行済株式(540株)の100%を有する。)がX1年3月31日に現金を対価として発行した新株予約権を、親会社P社以外の第三者が全額引き受けているものとする。なお、S社の純資産の部は以下のとおりであるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>X1年 3月31日</th> <th>X2年 3月31日</th> <th>X3年 3月31日</th> <th>X4年 3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>\$540,000</td> <td>\$612,000</td> <td>\$648,000</td> <td>\$648,000</td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td>\$0</td> <td>\$0</td> <td>\$0</td> <td>\$2,000</td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td>\$20,000</td> <td>\$8,000</td> <td>\$2,000</td> <td>\$0</td> </tr> </tbody> </table> <p><新株予約権に係る連結修正仕訳></p> <p>X1年3月31日</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">仕訳なし</td> </tr> </table> <p>X2年3月31日</p> <table border="1"> <tr> <td>為替換算調整勘定(*1)</td> <td>54,000</td> <td>非支配株主持分</td> <td>54,000</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>7,272,000</td> <td>非支配株主持分</td> <td>6,127,200</td> </tr> </table>		X1年 3月31日	X2年 3月31日	X3年 3月31日	X4年 3月31日	資本金	\$540,000	\$612,000	\$648,000	\$648,000	利益剰余金	\$0	\$0	\$0	\$2,000	新株予約権	\$20,000	\$8,000	\$2,000	\$0	仕訳なし		為替換算調整勘定(*1)	54,000	非支配株主持分	54,000	資本金	7,272,000	非支配株主持分	6,127,200	<p>4 親会社における連結財務諸表上の会計処理</p> <p>(1) 在外子会社が発行する新株予約権を親会社が全額引受けている場合</p> <p>(略)</p> <p>(2) 在外子会社が発行する新株予約権を親会社以外の第三者が全額引受けている場合</p> <p>S社(P社が発行済株式(540株)の100%を有する。)がX1年3月31日に現金を対価として発行した新株予約権を、親会社P社以外の第三者が全額引き受けているものとする。なお、S社の純資産の部は以下のとおりであるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>X1年 3月31日</th> <th>X2年 3月31日</th> <th>X3年 3月31日</th> <th>X4年 3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>\$540,000</td> <td>\$612,000</td> <td>\$648,000</td> <td>\$648,000</td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td>\$0</td> <td>\$0</td> <td>\$0</td> <td>\$2,000</td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td>\$20,000</td> <td>\$8,000</td> <td>\$2,000</td> <td>\$0</td> </tr> </tbody> </table> <p><新株予約権に係る連結修正仕訳></p> <p>X1年3月31日</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">仕訳なし</td> </tr> </table> <p>X2年3月31日</p> <table border="1"> <tr> <td>為替換算調整勘定(*1)</td> <td>54,000</td> <td>少数株主持分</td> <td>54,000</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>7,272,000</td> <td>少数株主持分</td> <td>6,127,200</td> </tr> </table>		X1年 3月31日	X2年 3月31日	X3年 3月31日	X4年 3月31日	資本金	\$540,000	\$612,000	\$648,000	\$648,000	利益剰余金	\$0	\$0	\$0	\$2,000	新株予約権	\$20,000	\$8,000	\$2,000	\$0	仕訳なし		為替換算調整勘定(*1)	54,000	少数株主持分	54,000	資本金	7,272,000	少数株主持分	6,127,200
	X1年 3月31日	X2年 3月31日	X3年 3月31日	X4年 3月31日																																																									
資本金	\$540,000	\$612,000	\$648,000	\$648,000																																																									
利益剰余金	\$0	\$0	\$0	\$2,000																																																									
新株予約権	\$20,000	\$8,000	\$2,000	\$0																																																									
仕訳なし																																																													
為替換算調整勘定(*1)	54,000	非支配株主持分	54,000																																																										
資本金	7,272,000	非支配株主持分	6,127,200																																																										
	X1年 3月31日	X2年 3月31日	X3年 3月31日	X4年 3月31日																																																									
資本金	\$540,000	\$612,000	\$648,000	\$648,000																																																									
利益剰余金	\$0	\$0	\$0	\$2,000																																																									
新株予約権	\$20,000	\$8,000	\$2,000	\$0																																																									
仕訳なし																																																													
為替換算調整勘定(*1)	54,000	少数株主持分	54,000																																																										
資本金	7,272,000	少数株主持分	6,127,200																																																										

改正後		改正前	
(*2) 資本剰余金 1,144,800		(*2) 持分変動差額 1,144,800	
(*1) 為替換算調整勘定の非支配株主持分への振替 前期末の資本金 $540,000 \times (@¥101 - @¥100) \times 10\% = 54,000$ 円 (*2) 親会社P社以外の第三者が新株予約権を行使することによりP社の持分比率は、100%から90% (=540株/600株) になった。この結果、増加する非支配株主持分 (10%) は、次のようになる。 子会社の資本61,272,000円 (= $540,000 \times @¥100 + \$72,000 \times @¥101$) $\times 10\% = 6,127,200$ 円		(*1) 為替換算調整勘定の少数株主持分への振替 前期末の資本金 $540,000 \times (@¥101 - @¥100) \times 10\% = 54,000$ 円 (*2) 親会社P社以外の第三者が新株予約権を行使することによりP社の持分比率は、100%から90% (=540株/600株) になった。この結果、増加する少数株主持分 (10%) は、次のようになる。 子会社の資本 61,272,000円 (= $540,000 \times @¥100 + \$72,000 \times @¥101$) $\times 10\% = 6,127,200$ 円	
X3年3月31日		X3年3月31日	
為替換算調整勘定(*1)	61,200	非支配株主持分	61,200
資本金(*2)	3,672,000	非支配株主持分 S社株式(*3)	367,200 3,304,800
S社株式(*3)	3,304,800	非支配株主持分 (*4)	2,842,128
為替換算調整勘定(*5)	49,536	資本剰余金	512,208
(*1) 為替換算調整勘定の非支配株主持分への振替 {当期末の為替換算調整勘定 1,152,000円 (= $540,000 \times (@¥102 - @¥100) + \$72,000 \times (@¥102 - @¥101)$) - 前期末の為替換算調整勘定 540,000円} $\times 10\% = 61,200$ 円 (*2) 当期の新株予約権行使による払込分 現金払込分 ($\$30,000 \times @¥102$) + 新株予約権分 ($\$6,000 \times @¥102$) = 3,672,000円 (*3) 非支配株主が全額引受け行使したS社の新株予約権を、いったん従来の持分比率 (90%) でP社も引受け行使したものとみなす。 $3,672,000 \times 90\% = 3,304,800$ 円 (*4) 非支配株主が新株予約権を行使することによりP社の持分比率は、90%から85.7% (=540株/630株) になった。この結果、増加する非支配株主持分 (4.3%) は、次のようになる。 {子会社の資本 64,944,000円 (= $540,000 \times @¥100 + \$72,000 \times$		(*1) 為替換算調整勘定の少数株主持分への振替 {当期末の為替換算調整勘定 1,152,000円 (= $540,000 \times (@¥102 - @¥100) + \$72,000 \times (@¥102 - @¥101)$) - 前期末の為替換算調整勘定 540,000円} $\times 10\% = 61,200$ 円 (*2) 当期の新株予約権行使による払込分 現金払込分 ($\$30,000 \times @¥102$) + 新株予約権分 ($\$6,000 \times @¥102$) = 3,672,000円 (*3) 少数株主が全額引受け行使したS社の新株予約権を、いったん従来の持分比率 (90%) でP社も引受け行使したものとみなす。 $3,672,000 \times 90\% = 3,304,800$ 円 (*4) 少数株主が新株予約権を行使することによりP社の持分比率は、90%から85.7% (=540株/630株) になった。この結果、増加する少数株主持分 (4.3%) は、次のようになる。 {子会社の資本 64,944,000円 (= $540,000 \times @¥100 + \$72,000 \times$	

改正後					改正前											
$(\text{@¥101} + \$36,000 \times \text{@¥102}) + \text{当期末の爲替換算調整勘定 } 1,152,000\text{円} \times 4.3\% = 2,842,128\text{円}$ (*5) 当期末の爲替換算調整勘定 1,152,000円 $\times 4.3\% = 49,536\text{円}$					$(\text{@¥101} + \$36,000 \times \text{@¥102}) + \text{当期末の爲替換算調整勘定 } 1,152,000\text{円} \times 4.3\% = 2,842,128\text{円}$ (*5) 当期末の爲替換算調整勘定 1,152,000円 $\times 4.3\% = 49,536\text{円}$											
X4年3月31日					X4年3月31日											
非支配株主に帰属する当期純利益(*1)		29,458	非支配株主持分		29,458	少数株主損益(*1)		29,458	少数株主持分		29,458					
為替換算調整勘定(*2)		92,664	非支配株主持分		92,664	為替換算調整勘定(*2)		92,664	少数株主持分		92,664					
(*1) 新株予約権戻入益の非支配株主持分への振替 206,000円 $\times 14.3\% = 29,458\text{円}$ (*2) 為替換算調整勘定の非支配株主持分への振替 $\{ \text{当期末の爲替換算調整勘定 } 1,800,000\text{円} (= \$540,000 \times (\text{@¥103} - \text{@¥100}) + \$72,000 \times (\text{@¥103} - \text{@¥101}) + \$36,000 \times (\text{@¥103} - \text{@¥102})) - \text{前期末の爲替換算調整勘定 } 1,152,000\text{円} \} \times 14.3\% = 92,664\text{円}$					(*1) 新株予約権戻入益の少数株主持分への振替 206,000円 $\times 14.3\% = 29,458\text{円}$ (*2) 為替換算調整勘定の少数株主持分への振替 $\{ \text{当期末の爲替換算調整勘定 } 1,800,000\text{円} (= \$540,000 \times (\text{@¥103} - \text{@¥100}) + \$72,000 \times (\text{@¥103} - \text{@¥101}) + \$36,000 \times (\text{@¥103} - \text{@¥102})) - \text{前期末の爲替換算調整勘定 } 1,152,000\text{円} \} \times 14.3\% = 92,664\text{円}$											
< 抜粋連結貸借対照表 (単位: 円) >					< 抜粋連結貸借対照表 (単位: 円) >											
	X1年 3月31日		X2年 3月31日		X3年 3月31日		X4年 3月31日		X1年 3月31日		X2年 3月31日		X3年 3月31日		X4年 3月31日	
現金預金	2,000,000		8,080,000		11,220,000		11,330,000		現金預金	2,000,000		8,080,000		11,220,000		11,330,000
資本剰余金			(1,144,800)		(1,657,008)		(1,657,008)		利益剰余金(*3)							
利益剰余金(*3)									(為替差損)(*4)		540,000		1,080,000		1,620,000	
(為替差損)(*4)			540,000		1,080,000		1,620,000		(持分変動差額)		(1,144,800)		(1,657,008)		(1,657,008)	
(新株予約権戻入益)							(176,542)		(新株予約権戻入益)						(176,542)	
為替換算調整勘定(*1)			B (486,000)		D (987,264)		F (1,542,600)		為替換算調整勘定(*1)		B (486,000)		D (987,264)		F (1,542,600)	
新株予約権	(2,000,000)		(808,000)		(204,000)		(0)		新株予約権	(2,000,000)		(808,000)		(204,000)		(0)
非支配株主持分(*2)			G (6,181,200)		H (9,451,728)		I (9,573,850)		少数株主持分(*2)		G (6,181,200)		H (9,451,728)		I (9,573,850)	

改正後	改正前
<p>(*1) 為替換算調整勘定の分析</p> <p><u>X2年3月31日</u></p> <p>在外子会社の資本に係る為替換算調整勘定</p> $\$540,000 \times (@\text{¥}101 - @\text{¥}100) = 540,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$ <ul style="list-style-type: none"> 為替換算調整勘定のうち、<u>非支配株主持分</u>（連結財務諸表上、<u>非支配株主持分</u>として表示） $\textcircled{1} \times 10\% = 54,000 \text{ 円} \cdots A$ 為替換算調整勘定のうち、親会社持分（連結財務諸表上、為替換算調整勘定として表示） $\textcircled{1} \times 90\% = 486,000 \text{ 円} \cdots B$ <p><u>X3年3月31日</u></p> <p>在外子会社の資本に係る為替換算調整勘定</p> $\$540,000 \times (@\text{¥}102 - @\text{¥}100) + \$72,000 \times (@\text{¥}102 - @\text{¥}101) = 1,152,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$ <ul style="list-style-type: none"> 為替換算調整勘定のうち、<u>非支配株主持分</u>（連結財務諸表上、<u>非支配株主持分</u>として表示） 前期末 54,000 円 + 当期増減分 61,200 円 + 持分変動分 49,536 円 $= \textcircled{2} \times 14.3\% = 164,736 \text{ 円} \cdots C$ 為替換算調整勘定のうち、親会社持分（連結財務諸表上、為替換算調整勘定として表示） $\textcircled{2} \times 85.7\% = 987,264 \text{ 円} \cdots D$ <p><u>X4年3月31日</u></p> <p>在外子会社の資本に係る為替換算調整勘定</p> $\$540,000 \times (@\text{¥}103 - @\text{¥}100) + \$72,000 \times (@\text{¥}103 - @\text{¥}101) + \$36,000 \times (@\text{¥}103 - @\text{¥}102) = 1,800,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$ <ul style="list-style-type: none"> 為替換算調整勘定のうち、<u>非支配株主持分</u>（連結財務諸表上、<u>非支配株主持分</u>として表示） 前期末 164,736 円 + 当期増減分 92,664 円 $= \textcircled{3} \times 14.3\% = 257,400 \text{ 円} \cdots E$ 為替換算調整勘定のうち、親会社持分（連結財務諸表上、為替換 	<p>(*1) 為替換算調整勘定の分析</p> <p><u>X2年3月31日</u></p> <p>在外子会社の資本に係る為替換算調整勘定</p> $\$540,000 \times (@\text{¥}101 - @\text{¥}100) = 540,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$ <ul style="list-style-type: none"> 為替換算調整勘定のうち、<u>少数株主持分</u>（連結財務諸表上、<u>少数株主持分</u>として表示） $\textcircled{1} \times 10\% = 54,000 \text{ 円} \cdots A$ 為替換算調整勘定のうち、親会社持分（連結財務諸表上、為替換算調整勘定として表示） $\textcircled{1} \times 90\% = 486,000 \text{ 円} \cdots B$ <p><u>X3年3月31日</u></p> <p>在外子会社の資本に係る為替換算調整勘定</p> $\$540,000 \times (@\text{¥}102 - @\text{¥}100) + \$72,000 \times (@\text{¥}102 - @\text{¥}101) = 1,152,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$ <ul style="list-style-type: none"> 為替換算調整勘定のうち、<u>少数株主持分</u>（連結財務諸表上、<u>少数株主持分</u>として表示） 前期末 54,000 円 + 当期増減分 61,200 円 + 持分変動分 49,536 円 $= \textcircled{2} \times 14.3\% = 164,736 \text{ 円} \cdots C$ 為替換算調整勘定のうち、親会社持分（連結財務諸表上、為替換算調整勘定として表示） $\textcircled{2} \times 85.7\% = 987,264 \text{ 円} \cdots D$ <p><u>X4年3月31日</u></p> <p>在外子会社の資本に係る為替換算調整勘定</p> $\$540,000 \times (@\text{¥}103 - @\text{¥}100) + \$72,000 \times (@\text{¥}103 - @\text{¥}101) + \$36,000 \times (@\text{¥}103 - @\text{¥}102) = 1,800,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$ <ul style="list-style-type: none"> 為替換算調整勘定のうち、<u>少数株主持分</u>（連結財務諸表上、<u>少数株主持分</u>として表示） 前期末 164,736 円 + 当期増減分 92,664 円 $= \textcircled{3} \times 14.3\% = 257,400 \text{ 円} \cdots E$ 為替換算調整勘定のうち、親会社持分（連結財務諸表上、為替換

改正後	改正前
<p>算調整勘定として表示) ③×85.7%=1,542,600円・・・F (*2) 非支配株主持分の分析 <u>X2年3月31日</u> 在外子会社の資本 61,272,000円 (= \$540,000×@¥100+\$72,000×@¥101)×10%+為替換算調整勘定 54,000円(A)=6,181,200・・・G <u>X3年3月31日</u> 在外子会社の資本 64,944,000円 (= \$540,000×@¥100+\$72,000×@¥101+\$36,000×@¥102)×14.3%+為替換算調整勘定 164,736円(C)=9,451,728・・・H <u>X4年3月31日</u> 在外子会社の資本 65,150,000円 (= \$540,000×@¥100+\$72,000×@¥101+\$36,000×@¥102+\$2,000×@¥103)×14.3%+為替換算調整勘定 257,400円(E)=9,573,850・・・I (*3) ここでは、理解を容易にするために、損益項目別に利益剰余金の内訳を示している。 (*4) 親会社の子会社に対する投資に要した現金に係る為替差損 <u>X2年3月31日</u> \$540,000×(@¥101-@¥100)=540,000円 <u>X3年3月31日</u> \$540,000×(@¥102-@¥100)=1,080,000円 <u>X4年3月31日</u> \$540,000×(@¥103-@¥100)=1,620,000円</p>	<p>算調整勘定として表示) ③×85.7%=1,542,600円・・・F (*2) 少数株主持分の分析 <u>X2年3月31日</u> 在外子会社の資本 61,272,000円 (= \$540,000×@¥100+\$72,000×@¥101)×10%+為替換算調整勘定 54,000円(A)=6,181,200・・・G <u>X3年3月31日</u> 在外子会社の資本 64,944,000円 (= \$540,000×@¥100+\$72,000×@¥101+\$36,000×@¥102)×14.3%+為替換算調整勘定 164,736円(C)=9,451,728・・・H <u>X4年3月31日</u> 在外子会社の資本 65,150,000円 (= \$540,000×@¥100+\$72,000×@¥101+\$36,000×@¥102+\$2,000×@¥103)×14.3%+為替換算調整勘定 257,400円(E)=9,573,850・・・I (*3) ここでは、理解を容易にするために、損益項目別に利益剰余金の内訳を示している。 (*4) 親会社の子会社に対する投資に要した現金に係る為替差損 <u>X2年3月31日</u> \$540,000×(@¥101-@¥100)=540,000円 <u>X3年3月31日</u> \$540,000×(@¥102-@¥100)=1,080,000円 <u>X4年3月31日</u> \$540,000×(@¥103-@¥100)=1,620,000円</p>

以 上